

---

## **I O 2. 納付番号通知情報（一括）**

---

## 1. 業務概要

マルチペイメントネットワーク（以下、MPNという。）を利用して納付する旨が登録されている、納税方式が包括納期限延長、特例申告即納または特例申告納期限延長で一括納付対象の輸入申告等に係る納付番号通知情報（一括）を出力する。

## 2. 提供概要

（１）周期：月次（毎月８日、２１日）

（２）出力先：通関業、輸出入者\*<sup>1</sup>

（３）出力単位：納付番号単位

（４）出力形態：配信

（＊１）システムに出力する旨が登録されている利用者に出力する。オンライン業務共通設計書の別紙F01「収納関連処理」の「一括納付書等出力処理」を参照。

## 3. 作成処理

### （１）収集処理

MPN納付DBより以下のすべての条件に合致するデータを収集する。

- ①一括納付対象であること。
- ②納付方法がMPNであること。
- ③収納済となっていないこと。
- ④輸入申告等の番号単位に納付（分離納付）が行われた申告でないこと。
- ⑤不納欠損の旨の登録が行われた申告でないこと。
- ⑥本税が全額減額されていないこと。
- ⑦納税方式が包括納期限延長であるデータの場合、納期限日がシステム日の属する月の翌々月２０日から３ヶ月後の１９日までであること。
- ⑧納税方式が特例申告即納であるデータの場合、納期限日がシステム日の属する月の２０日から翌月１９日までであること。
- ⑨納税方式が特例申告納期限延長であるデータの場合、納期限日がシステム日の属する月の翌月２０日から翌々月１９日までであること。

### （２）編集処理

（Ａ）徴収決定済額\*<sup>2</sup>を海上航空識別、税関官署、通関業者、輸入者、担保登録番号（納税方式が特例申告即納の場合を除く）、納期限、受入科目及び納税方式単位に集計し、一件の一括納付書として出力する。

（＊２）一括納付書作成以前に減額調定を行った旨が登録されている申告については、徴収決定済額から減額徴定額を減算した額を徴収決定済額とみなす。

（Ｂ）システムに出力要として登録されている利用者の場合のみ出力する。

（Ｃ）データが存在しない場合は、「データ有無識別」に「０」を設定し、その旨を送付する。詳細は特記事項を参照。

（Ｄ）管理資料情報出力イメージは、「帳票レイアウト」を参照。

（Ｅ）出力項目の詳細は、「出力項目表」を参照。

#### 4. 特記事項

- (1) 一括納付書番号はシステムにて払い出された番号を付与する。また、払出しの単位は海上航空識別、税関官署、通関業者、輸入者、担保登録番号、納期限、納付方法及び納税方式単位とする。
- ただし、1 の一括納付書に対する申告件数が250件を超える場合または合計金額が1,000億円以上になった場合は、一括納付書番号に枝番を付与し、別の一括納付書とする。さらに、一括納付書番号の枝番が10件を超える場合は、新たな一括納付書番号をシステムで払い出し、最大2,000枚の一括納付書(500,000申告)まで登録可能とする。
- (2) 納付番号はシステムにて払い出された番号を付与する。また、払出しの単位は税関官署、一括納付書番号及び受入科目とし、一括納付書番号に枝番が付与されている場合は全ての枝番をまとめて1の納付番号とする。
- (3) 納税方式が特例申告即納の場合、特定日<sup>\*3</sup>までに特例申告受理された申告については一括納付書に反映されるが、それ以降に特例申告受理されたものについてはすべて個別の納付番号通知情報対象となるので留意する。
- (※3) 輸入(引取)許可月の翌月20日。ただし、システムに納税方式が特例申告即納に係る一括納付書等の出力日を8日にする旨の登録がある場合は、輸入(引取)許可日の翌月7日。
- (4) 本管理資料の作成日は納税方式別に以下の通りのため、取出し時期に留意する。
- ①包括納期限延長 : 調査決定月の翌月8日
  - ②特例申告即納 : 輸入(引取)許可月の翌月8日及び21日
  - ③特例申告納期限延長 : 輸入(引取)許可月の翌々月8日
- (5) 本管理資料は、海上データと航空データを異なる出力情報コードで出力する。各データの有無により、以下のいずれかのパターンで出力する(納税方式毎に判定する)。
- (A) 海上データ、航空データの両方が存在  
海上データを「納付番号通知情報(一括)(海上分)」、航空データを「納付番号通知情報(一括)(航空分)」に出力する。
  - (B) 海上データのみ存在  
海上データを「納付番号通知情報(一括)(海上分)」に出力する。「納付番号通知情報(一括)(航空分)」は出力しない。
  - (C) 航空データのみ存在  
航空データを「納付番号通知情報(一括)(航空分)」に出力する。「納付番号通知情報(一括)(海上分)」は出力しない。
  - (D) 海上データ、航空データのどちらも存在しない  
「納付番号通知情報(一括)(海上分)」について「データ有無識別」に「0」を設定し、出力する。「納付番号通知情報(一括)(航空分)」は出力しない。
- (6) 酒税またはたばこ税・たばこ特別税について納期限を延長する特例申告については一括納付対象外となるため、留意すること。
- (7) 管理資料のファイル名は、「業務仕様書番号 + 管理資料情報名(日本語) + 対象年月日 + \_ + 宛先利用者コード + \_ + subject + \_ + コピー元利用者コード等 + \_ + 作成年月日時分秒 + ファイル拡張子」となっており、subject部の体系を以下の通りとする。

表 1. s u b j e c t 部の体系

| 出力情報コード     | 海上 | 航空 | データ<br>無 | s u b j e c t 部の体系                                    |
|-------------|----|----|----------|-------------------------------------------------------|
| S B F 7 2 0 | ○  |    |          | 輸出入者コード+_+帳票種別* <sup>4</sup> +_+税関官署+_+納付番号+_+受入科目コード |
| A B F 7 2 0 |    | ○  |          | 輸出入者コード+_+帳票種別* <sup>4</sup> +_+税関官署+_+納付番号+_+受入科目コード |
| S B F 7 2 0 |    |    | ○        | 帳票種別* <sup>4</sup>                                    |

( \* 4 ) 帳票種別は、以下の通り。

P : 包括納期限延長、D : 特例申告即納、G : 特例申告納期限延長